

平成27年5月29日裁決

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取消しを求めるといふことである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣の委任を受けた日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの期間(以下「本件期間」という。)について、A(以下「A」という。)の配偶者であつて、主としてAの収入により生計を維持する者であつたとして、国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。)附則第21条の規定による国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録届(以下「本件届」という。)及び国民年金第3号被保険者該当申立書(以下「申立書」という。)を提出した。

2 機構は、本件届を受け、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「国民年金法第7条第1項第3号に定める第3号被保険者に該当しないため。(第2号被保険者の配偶者により主として生計を維持していることが確認できないため。)」として、請求人は第3号被保険者に該当しない旨の通知(以下、この通知を「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本裁決書添付別紙に記載のとおりである。

### 第3 問題点

1 被用者年金各法の被保険者、組合員又

は加入者(以下「第2号被保険者」という。)の配偶者であつて、主として第2号被保険者の収入によって生計を維持するもの(第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち20歳以上60歳未満のものは、第3号被保険者とされ、第3号被保険者としての被保険者期間は保険料納付済期間とされる(国年法第5条第2項及び第7条第1項参照)。また、第3号被保険者であつた者は、平成17年4月1日前の第3号被保険者としての被保険者期間であつて、保険料納付済期間に算入されないものを厚生労働大臣に届け出ることができ、当該届出が行われたときは、届出が行われた日以後、届出に係る期間は保険料納付済期間に算入される(平成16年改正法附則第21条第1項及び第2項参照)。

そうして、国年法第12条第5項は、「第3号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項…を厚生労働大臣に届け出なければならない。」と規定し、厚生労働省令である国年法施行規則第1条の2は、その第2項で、「法第12条第5項の規定による第3号被保険者…の資格の取得の届出は、当該事実があつた日から14日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書(…)を日本年金機構(…)に提出することによつて行わなければならない。」とし、第3項で、「前2項の届書(…)には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。」とした上、同項の第2号で、「第3号被保険者の資格の取得の届出を行う者にあつては、次に掲げる書類 イ 配偶者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類 ロ 主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができる書類」と規定している。

また、被扶養配偶者の認定は、健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済

法における被扶養者の認定の取扱いを勘案して、日本年金機構が行うとされ、具体的には、第3号被保険者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が以下の基準（以下「被扶養配偶者認定基準」という。）のいずれかを満たす場合、被扶養配偶者として認定される（国年法施行令第4条及び「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準について」（昭和61年3月31日庁保発第13号社会保険庁年金保険部長通知（最終改正平成5年3月15日庁保発第5号）参照）。

(1) 認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属している場合

ア 認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円未満。以下同じ。）であって、かつ、第2号被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は、原則として被扶養配偶者に該当するものとする。

イ アの条件に該当しない場合であっても、当該認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、第2号被保険者の年間収入を上回らない場合には、当該第2号被保険者がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、当該第2号被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは、被扶養配偶者に該当するものとして差し支えないこと。

(2) 認定対象者が第2号被保険者と同一世帯に属していない場合

認定対象者の年間収入が130万円未満であって、かつ、第2号被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として被扶養配偶者に該当するものとする。

さらに、「年間収入」とは、認定対象者が被扶養配偶者に該当する時点での恒常的な収入の状況により算定することとされ、一般的には、前年の収入によって現在の状況を判断しても差し

支えないが、この場合は、算定された年間収入が今後とも同水準で得られると認められることが前提とされている。また、収入の算定に当たり、「恒常的な収入」には、恩給、年金、給与所得、傷病手当金、失業給付金、資産所得等の収入で、継続して入るもの（又はその予定のもの）がすべて含まれるとされている（「国民年金法における被扶養配偶者の認定基準の運用について」（昭和61年4月1日庁保発第18号社会保険庁年金保険部国民年金課長通知）参照）。

2 以上に照らして、本件期間において請求人がAと同一世帯に属していたことを確認することのできる書類の提出がないことから、これを確認できない本件における問題点は、請求人が本件期間につき、前記被扶養配偶者認定基準の(2)を満たす第3号被保険者であると認められるかどうかということである。

#### 第4 審査資料

(略)

#### 第5 事実の認定及び判断

1 審査資料によれば、次の事実を認定することができる。

(1)～(3) (略)

2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

(1) 本件の場合、請求人が被扶養配偶者認定基準を満たしていたことを認定することができるかどうかであるところ、当該認定基準は、認定のための資料については、特にこれを限定していないが、第3の1に示したように、国年法施行規則は、第3号被保険者の資格の届出を行うに当たっては、「主として配偶者の収入により生計を維持していることを明らかにすることができる書類」（以下「3号適格資料」という。）を添えなければならぬとしており、この点について、「国民年金第3号被保険者に関する届出に係る事務の取扱いについて」（平成14年1月28日庁保発第3号社会保険庁運営部医療

保険課長・年金保険課長通知)によれば、資格取得(種別変更)等の年月日が届出年月日から30日を超えて遡及する場合は、その時点の扶養の事実を明らかにすることのできる書類(配偶者であるかまたは配偶者であった第2号被保険者を使用する事業主の証明、当該第2号被保険者に係る医療保険者の証明書、所得税の控除対象配偶者であることが記載された源泉徴収票等又はこれに準ずるもの)をもってその事実を確認するものとされている。

- (2) 本件においては、請求人とAの離婚の届出がなされた日は本件記録上確認することはできないが、Aが昭和〇年〇月〇日に別の女性との婚姻の届出をしていることからすると、離婚の届出の日は同日よりも前であると認められるところ、上記離婚については、平成〇年〇月〇日に離婚無効の裁判が確定したことにより、請求人とAの婚姻関係は、婚姻(昭和〇年〇月〇日)以来途切れることなく継続しており、請求人は、本件期間においてAの妻としての地位にあったものであるが、本件届には、平成〇年以前の所得に関する証明書の添付はなく、第2号被保険者であるAの収入により生計を維持していたことの実事を確認することはできないし、本件記録中には、本件期間において、請求人がAにより主として生計を維持していたことを確認するに足る資料はないのであって、請求人が本件期間において、主としてAの収入により生計を維持する者であったと認めることはできない。
- 3 そうすると、原処分は妥当であって取り消すことはできず、請求人の本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。